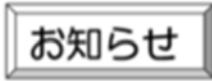


令和7年9月5日



資料提供先	山口県政記者クラブ 山口県政記者会 山口県政滝町記者クラブ
-------	-------------------------------------

レンタカー契約における車検切れ車両の公務使用について

令和7年度に中国地方整備局が発注したレンタカー契約において、山口河川国道事務所の車両1台が、契約に違反し、車検期間及び自賠責保険期間が更新されない状態のまま、公務に使用していた事実が判明しました。

このような事態を招いてしまったこととお詫びいたします。

なお、今後このようなことが発生しないよう、再発防止を実施しております。

※詳細は別紙参照

<問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所

副所長（事務） しもだ まさゆき
下田 真之

電話：0835-22-1785（平日：昼間）

事業について詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.cgr.mlit.go.jp/yamaguchi/>



X(旧ツイッター)にて最新情報などを配信しています。

https://x.com/mlit_yamaguchi



Facebookにて最新情報などを配信しています。

<https://www.facebook.com/mlit.yamaguchi>



1. 事案の経緯

○令和7年8月21日

- ・令和7年度車両借上契約における借上車両として、山口河川国道事務所に納入された1台について、受注者より車両確認をしたいとの申し出があり、事実確認の結果、令和7年8月7日で車検期間を満了、令和7年8月8日で自賠責保険期間を満了（以下、「無車検等」という。）していたことが判明。
- ・当該車両は、令和7年8月8日～8月21日までの期間中、無車検等の状態で計5回、合計757kmを公務により運行していた事実を確認。
- ・なお、この間の事故やトラブル等は発生していない。

○令和7年8月25日及び29日

- ・山口河川国道事務所（山口県防府市）が所在する管轄の防府警察署に報告。

2. 対応

- ・受注者に対しては、契約に基づく適正かつ適法な履行を行うよう求めてまいります。
- ・再発防止として、レンタカーとはいえ所有車両と同様に、事務所において、車検及び自賠責保険の管理・確認を徹底した上で、運転する職員も運行前の日常点検のチェック項目として確実に確認するよう徹底しています。
- ・令和7年8月21日のレンタカー会社からの申し入れをうけ、直ちに他の借上車両5台について無車検等で無いことを確認しております。